

孝心堪説膝曇事。唯有君家似古人。
曇孝行あり。其親瓜を嗜むがゆゑに、瓜を供せんと思へども、郷里無瓜之地也。たまく有入て、二つの瓜を贈て則親の歡を得たり。此畫雙瓜也。故用此事。誠に妙々。

一、柳澤保山、瑞春院の機嫌を損ふ

眞瀨養安院話。文昭公御即位の以後、瑞春院様御機嫌伺旁、養安院致祇候節、柳澤美濃守もはや法體にて、保山と稱し、先達て瑞春院様御前に被罷在候。瑞春院者白洲也。常原公の御側室にて、徳松君の御生母也。保山當時御仕置の改り候事共、色々被申上候うへに被申候者、近年御徒者何某深川にて魚を釣申候。生類御憐の御法を侵し申候罪に付、流刑に被仰付置候。然所其者を被召返候。御赦免被成候迄にても無之、此間上野へ御成の御供も、無構相勤候様に被仰付候。是は餘り成事に御座候旨被申上候所、瑞春院様急度御辭を被改被仰候は、扱は常憲院様の近年の御政道を、御尤成事と被存候や。すきとか様の事共も、其方など被致候儀に候。此度段々御改被成候を、却て左様に被存候儀は、彌聞え不申儀と被仰候所、保山一言も出不申退出にて候。其後女中を以て保山へ、向後御用候は

ゞ可被召候間、其方より被罷出候儀は、無用に可被致と被仰聞候。養安院直に承候とて咄に候。掃部養安話

一、富山侯與方御危篤のとき

富山侯長門守與方は、大正持侯故飛騨守の女にして御母は酒井氏也。以御存生也。此與方先年御病死に候。其御病中危篤に付、爲祈禱幸ひ身延山久遠寺出府に付、長州様より御招被成候。同日靈臺院様より、傳通院の祐天和尙を御招被成候。折節兩僧一時に參扣に候。但祐天は直に御廣式へ參候。身延上人は表に被扣候。何れが先に可相通やとの儀に候所、先長州様より被仰遣候間、上人を可通候。和尙は其間被相待候様にとて、奥の間へ請じ被置候。扱上人御病者を見候て、邪氣つよく候間、此所にて加持いたすべく候。押付宜敷可有之候と、御病者並靈臺院様へも直に被申候。扱弟子も供にて、夥敷經を讀み咒文等にて、良久しく有之候て退出に候。其後和尙を被請候。和尙御病者を見、扱々存じ候よりわかき御人にて候。餘り間は有まじく候。痛敷事に候。此所より彼所はよろしき所に候。心安く御思ひ、臨終可被成と迄申、起ち被申候。靈臺院様へも向ひ、そなたにはいま

だ年もわか御見え候。子を先だてられ、御難儀に可有之候と被申候。養碩其次に侍座いたし、兩僧の様子を見聞、懸隔の違ひにて、別て祐天の様子殊勝のよし物語に候。

愚謂。兩僧その所宗共に不足論、而して優劣あるべからず。雖然其人となり、誠偽の相分るのみなり。祐天は其所宗に誠一なるものといふべし。昔人の所謂惡を爲に誠なる者といふもの、併せ思ふべし。

一、献上御茶の直段

元祿十五年御成の年、御茶の儀、三家へ御成の格御聞合の所、何方も判金一枚半詰に候間、其通に御茶師共より一壺宛指上候様に可仕旨被仰出、其趣京都詰人半田治太夫・寺西十左衛門へ御家老中より申達候。星野宗以は此方御茶師の棟梁に付、兩人其趣申渡候。宗以申候は、御三家は常々一枚に付、御成の節一重重く被仰付候て、一枚半詰に罷成候。御家は自微妙公御定被成、一壺判金二枚詰に候。此度一枚半に申渡候へば、常より下直に罷成候。此所如何可相心得候や、可任指圖の旨申候。兩人申談じ一枚半とは可難申渡候。常より重く被仰付候思召とは存じ候ても、二枚

半とも難申渡候。不殘二枚宛に申渡可然と決斷いたし、其趣申渡し、江戸へも其段申上候所、尤に思召候旨、前田備前より申來候。公儀御茶師十三家可有之、各一壺宛指上、二枚宛被下候。一壺と申に詰二斤、袋三つ宛に候。袋は不殘初昔、詰は皆銘々の濃茶也。凡一枚詰の格は、詰二斤より五斤迄、袋も好次第に入申候。御家の茶は、大形二斤に袋三つ程のよし。寺西話

一、方策合篇の編纂

正徳年中白石氏、文昭公の命を奉て、畿内の神社・佛閣等の舊庫を無殘所巡視し、古器舊記等を寫取り照覽に備へられけり。其時節某も在京し、其事見聞しぬ。五山の庫中に、魏晉以來の書翰及返翰並外國より往復の書、通計二百通許も有之、悉く寫置、今茲編集し一書となす。鳩巢先生と示談し、名を方策合篇と號す。尤三國以來の諸書を以て參考し成書とす。其内に太閤を明帝より日本國王に封ぜられし冊書もあり。其書中に日本の諸侯十三人か、明制の位官を授て、第一右都督家康、第二に右都督同知利家と有之候。其より段々浮田秀家等も、右都督僉知と有之候。此書此頃